

北九州市監査公表第6号

令和8年4月3日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	梅	田	久	和
同	鷹	木	研	一郎
同	大	久	保	無 我

令和8年2月9日付けで地方自治法第242条第1項により提出された北九州市職員措置請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を公表する。

目 次

	頁
第 1 監査請求の内容	1
1 請求人	1
2 北九州市職員措置請求書の提出日	1
3 請求の内容	1
第 2 監査請求の受理	4
第 3 監査の実施	4
1 本件請求の趣旨を踏まえた監査対象の考え方	4
2 監査対象事項	5
3 監査対象部局	5
4 監査の期間	5
5 監査の方法	5
6 請求人の証拠の提出及び陳述	5
第 4 監査の結果	7
1 請求人が受給する障害福祉サービスに関して	7
2 共同生活援助事業所「すずらんの家」の体制加算の状況について	8
3 支給決定から審査支払までの流れ	8
4 主な関係法令等の調査	10
5 関係職員の陳述	13
第 5 監査委員の判断	16
1 基本的な考え方	16
2 結論	17

北九州市職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求の内容

1 請求人

本件請求人は北九州市の住民である。

2 北九州市職員措置請求書の提出日

令和8年2月9日

3 請求の内容

本件請求の内容は次のとおりである。なお、北九州市職員措置請求書及び事実証明書（以下「本件請求書」という。）に記載の内容を、請求人等の特定につながるものを除き、原則として原文のまま記載した。

（1）措置請求の要旨

本件は、障害福祉サービスに係る夜間支援体制加算の支出について、北九州市における確認および監督体制の適正性を求めるものであり、財務会計行為の適正な執行を確認いただきたく請求するもの。

ア 請求の要旨

（ア）請求対象

北九州市長並びに障害福祉サービス事業者に対する指定、報酬支払及び指導監督事務を所管する北九州市保健福祉局障害福祉担当部署の職員

（イ）問題となる財務会計上の行為又は不作為

北九州市は、共同生活援助（グループホーム）事業所「すずらの家」（運営法人：社会福祉法人すみれ会）に対し、夜間支援体制加算を含む障害福祉サービス給付費を継続して支出している。

しかしながら、

- a 当該事業所は、入居当初（令和4年7月1日入居）、夜勤体制ではなかった
- b 入居時に締結された契約書には、夜勤体制および夜勤職員配置体制加算に関する明示的な記載がない
- c 重要事項説明書は「すずらの家」全体を対象とした内容であり、当該事業所固有の夜勤体制の開始時期や具体的な体制が明確でない

d 個別支援計画書に記載されている「夜間巡回」「消灯確認」等の内容は、夜勤体制開始前後（令和5年3月1日夜勤開始）で変更がなく、夜勤職員の常駐を直接示す内容とは言い難い

にもかかわらず、市は、当該加算の算定要件である夜間支援体制について、契約内容、重要事項説明、個別支援計画の記載内容、および実際の人員配置・勤務実態との整合性を、実態に即して十分に確認・検証しないまま、当該加算に係る給付費の支払を継続している。

このように、加算算定要件の充足状況について必要な確認を尽くさないまま財務会計上の支出を継続していること、または、確認・是正を行うべき立場にありながらこれを怠っていることが、本件における問題となる不作為である。

（ウ）違法又は不当である理由

地方自治法第242条の趣旨に照らし、北九州市は、障害福祉サービス事業所に対する給付費の支給及び各種加算の算定にあたり、関係法令および国の通知等に基づき、当該事業所が加算算定要件を継続的かつ実態として満たしているかを確認・検証すべき立場にある。

しかしながら、本件グループホームにおける夜勤支援体制加算については、以下の点から、市による確認および指導監督が不十分であった可能性がある。

まず、入居時に交付された契約書および重要事項説明書には、当該住居（施設A）について夜勤体制が確立している旨の明確な記載はなく、入居当初は夜勤体制が取られていなかった経緯がある。

それにもかかわらず、重要事項説明書は「すずらんの家」全体を一括した内容となっており、個別住居ごとの夜勤体制の有無や開始時期について、利用者が正確に把握できる内容とはなっていないかった。

また、個別支援計画書においては、「夜間巡回により屋外より消灯の確認を行う」「22時消灯時の夜間巡回」等と記載があるものの、当該記載内容は夜勤体制開始前後で変更がなく、常時配置された夜勤者による支援体制を具体的に示す内容とは言い難い。

このような計画内容が、夜間支援体制加算の算定要件を裏付けるものとして十分であるかについて、市が精査した形跡は明らかではない。

さらに、直近の勤務状況において、特定の職員がひと月に10回以上夜勤に従事している状況が確認されており、このような勤務実態が、安定的・継続的な夜間支援体制として適切であるかについて、市が実態に即した検証を行っていたかは不明である。

なお、代理受領通知書によれば、令和7年9月分請求以降、夜間支援体制加算は算定されていない。しかしながら、当該変更について利用者への事前説明や同意取得は確認できない。

これは、夜間支援体制の実態に変更があった可能性を示唆するものであり、市が加算算定の適否について十分な実態確認を行っていたか疑問を生じさせる事情である。

以上のことから、市は夜間支援体制加算の算定要件について、書面上の形式的確認にとどまり、実際の人員配置、支援内容、体制の継続性等について十分な確認・指導を行ってこなかった可能性がある。

このような市の確認不足・指導監督の不十分さは、適正な公金支出を確保すべき自治体の責務を果たしているとは言い難く、財務会計行為として不当であると考えられる。

(エ) 北九州市に生じている損害

上記のとおり、市による確認・検証が不十分なまま夜間支援体制加算に係る給付費の支出が行われている場合、算定要件を満たしていない、又は満たしていない可能性のある加算について公金が支出されているおそれがある。

このような支出は、障害福祉サービス給付費の適正な執行を損なうものであり、結果として北九州市に対し、回収を要する可能性のある財政的損害、あるいは不適正支出という形での損害を生じさせている可能性が否定できない。

(オ) 求める措置

以上を踏まえ、請求人は、北九州市に対し、次の措置を求める。

- a 夜間支援体制加算に係る給付費の不適切な支出に対する是正（令和6年度および令和7年度）。
- b 当該グループホームにおける夜間支援体制加算の算定について、契約内容、重要事項説明、個別支援計画、勤務実績及び実際の支援体制を含め、客観的かつ実態に即した事実確認および再検証を行うこと。

- c 当該検証の結果、算定要件を満たしていない、又は満たしていない可能性が認められる場合には、事業者に対し必要な是正指導を行うとともに、過去の給付費の取扱いについても適切な措置を検討すること。
- d 本件が、書面確認や内部的な調査のみでは判断が困難な性質を有する場合には、より客観的・独立性を確保した調査手法の活用について検討すること。

注 1 請求書の内容は、令和 8 年 2 月 1 5 日及び同月 1 8 日付けで提出された「補正書」の内容を反映させた。

注 2 プライバシー保護の観点から、施設名については記号化した。

第 2 監査請求の受理

本件請求は、北九州市長及び北九州市保健福祉局障害福祉担当部署の職員を対象に、共同生活援助事業所「すずらんの家」に対する障害福祉サービス給付費（夜間支援等体制加算）の支出について、違法又は不当な財務会計行為に当たるとしてなされたものであり、地方自治法（以下「法」という。）第 2 4 2 条の要件を満たしているものと認め、令和 8 年 2 月 2 4 日付けで受理した。

第 3 監査の実施

本件請求については、法第 2 4 2 条第 5 項の規定により、次のとおり住民監査請求監査を実施した。

1 本件請求の趣旨を踏まえた監査対象の考え方

住民監査請求の対象となるのは、法第 2 4 2 条第 1 項の規定により、普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は財務に関する怠る事実である。違法又は不当な財務会計上の行為としては、具体的には、①公金の支出、②財産の取得、管理若しくは処分、③契約の締結又は履行、④債務その他の義務の負担が該当する。住民監査請求の対象は、このように財務会計行為に限られているものである。

本件請求において、請求人は、①重要事項説明書は、夜勤体制の有無や開始時期について、利用者が正確に把握できる内容となっていないこと、②個別支援計画書の内容は、常時配置された夜勤者による支援体制を具体的に示す内容と言い難いこと、③特定の職員がひと月に 1 0 回以上夜勤に従事している状況が、夜間支援体制として適切であるかについて、市が実

態に即した検証を行っていたか不明なこと、④当該加算の変更について利用者への事前説明がなかったことから、北九州市は夜間支援等体制加算の算定要件について、書面上の形式的確認にとどまり、実際の人員配置、支援内容、体制の継続性等について十分な確認・指導を行ってこなかった可能性があり、財務会計行為として不当である、と主張していると解される。

本件請求に対する監査では、請求人の主張のうち、夜間支援等体制加算に係る給付費の支出が住民監査請求の対象である財務会計上の行為と認定し、加算算定要件の審査や、請求に対する審査及び支払事務について監査を行うこととした。

なお、住民監査請求は、法第242条第2項において、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないとされていることから、令和6年度の給付費のうち、令和6年4月度から令和7年1月度までの夜間支援等体制加算に係る給付費の支出については監査の対象としない。

2 監査対象事項

夜間支援等体制加算に関連する一連の事務が、違法不当な財務会計処理であるか、またその結果として北九州市に損害が発生したか否かについて、法第242条第5項の規定により住民監査請求監査を実施した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査対象部局

保健福祉局

4 監査の期間

令和8年2月25日～令和8年3月27日

5 監査の方法

保健福祉局に対して、請求人の主張についての説明に関する資料、その他説明に関する資料の提出を要求し、その書類審査を行うとともに、関係職員の陳述を求めた。

6 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により、令和8年3月9日、請求人に対し、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から本件請求書の要旨を補足する陳述と、新たな証拠として、事実証明書の追加提出があった。また、その際、法第242条第8項の規定により、保健福祉局の職員の立会いを認めた。本件請求人の陳述の概要は次のとおりである。

- ・ 本件は単なる事業者の運営問題ではなく、北九州市が支出主体として行った障害福祉サービス給付費の支出が、法令および国基準に照らして、適正に確認されていたかという、財務会計上の問題である。
- ・ 問題は夜間支援体制加算の算定である。個別支援計画書には、「夜間巡回により屋外より消灯の確認を行う 夜間巡回 22時消灯時」との記載があるが、この記載は夜勤体制開始前と全く変わっていない。常駐職員による夜間支援体制の実態を裏付ける内容ではなく、加算算定要件を満たす体制を証明するものとは言えない。
- ・ 代理受領通知書において、昨年9月分請求以降、夜間支援体制加算が算定されていない。しかし、加算停止の説明、利用者への同意、体制変更の説明は一切ない。これは極めて不自然であり、もし体制が変更されたのであれば、それ以前の算定期間中の体制実態はどうだったのかという疑問が生じる。
- ・ 先月、特定の職員が夜勤勤務11回という実績になっている。夜間支援体制加算は、単なる巡回ではなく、常時対応可能な体制の確保が要件である。勤務内容と算定内容が整合しているかは、市が確認すべき最も基本的な審査事項である。
- ・ 給付金は公金である。支出主体である北九州市には、要件充足確認義務、実地指導義務、不当支出の防止義務がある。もし、形式的書類のみで判断していた、実態確認を十分に行っていなかった、加算停止に至った理由を遡及検証していないということであれば、これは明らかに確認義務の不履行である。
- ・ 本件は不正があったと断定するものではない。しかし、加算が突然停止している、記載内容が体制開始前と同一、勤務実態との整合性に疑問、という複数の客観的事実が存在する。それにもかかわらず、市が十分な確認を行っていなかったとすれば、これは財務会計上の支出審査義務違反に該当する可能性がある。
- ・ 令和8年1月28日の担当者会議において、すずらんの家責任者・B氏より「請求人の夜勤加算はつけていない」との説明があった。その上で、「夜勤者ひとりで5名をみる体制になっている」「4名分の加算で

夜勤者1名を配置している」との説明がなされ、請求人に対し「夜勤加算をつけてよいか」と確認があった。しかし、当該加算の算定要件や体制整備の適法性についての具体的説明はなく、利用者単位で加算人数を調整しているかのような説明であり、算定体制の適正性に疑義を抱かざるを得ない状況であった。

- ・ 本件は、利用者の同意の問題ではなく、加算算定要件が客観的に充足されているか、及びそれを指定権者である北九州市が適切に確認しているかの問題であると考える。
- ・ 請求人は、契約を解除されてしまうのではないかと思い同意はしたが、夜間支援サービスは自分には必要ないと思っていた。
- ・ 夜間支援体制や見回りのサービス自体は実施されていた。
- ・ 22時に見回りに来て、何かあれば駆けつけてくれるという形なので、夜勤体制開始前後で実質的なサービスは変わっていない。

注 プライバシー保護の観点から、公表していない個人名については記号化した。

第4 監査の結果

監査は、関係法令や書類等を調査するとともに、関係職員として保健福祉局の職員からの聴取により、次の事項を確認した。

1 請求人が受給する障害福祉サービスに関して

請求人は、令和4年7月から共同生活援助事業所「すずらの家」の施設Aに入居し、現在に至るまで介護給付費・訓練等給付費（共同生活援助）の障害福祉サービスを受給している。

なお、給付費の支払に関しては、法定代理受給制度や審査及び支払事務の委託制度により、福岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）からサービスを提供した共同生活援助事業所「すずらの家」に対して直接支払われている。請求人に係る各月の障害福祉サービスの給付単位数、サービス単位数及び総費用額等は下記のとおりである。

サービス 提供月	給付 単位数	うち夜間支援等体制加算（Ⅰ）			総費用額
		単位数	回数	サービス 単位数	
令和 7 年 2 月	11,874	60	26	1,560	121,589円
令和 7 年 3 月	13,161	60	29	1,740	134,768円
令和 7 年 4 月	13,021	69	28	1,932	133,335円
令和 7 年 5 月	13,460	69	29	2,001	137,830円
令和 7 年 6 月	13,021	69	28	1,932	133,335円
令和 7 年 7 月	13,381	69	28	1,932	137,021円
令和 7 年 8 月	13,460	69	29	2,001	137,830円
令和 7 年 9 月	10,805				110,643円
令和 7 年10月	11,165				114,329円
令和 7 年11月	10,805				110,643円
令和 7 年12月	11,165				114,329円
令和 8 年 1 月	11,165				114,329円

※ 受領金額については単位数に単価 10,240 円を乗じて得た金額

2 共同生活援助事業所「すずらんの家」の体制加算の状況について

共同生活援助事業所「すずらんの家」は、施設 A について夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な支援を提供できる体制を確保するものとして夜間支援従事者を配置し、夜間支援等体制加算（Ⅰ）を令和 6 年度は対象利用者数 14 人（施設 A を含む 4 施設）、令和 7 年度は対象利用者数 13 人（施設 A を含む 3 施設）として加算の届出を行い、夜間支援対象利用者の数に応じた加算数が算定されている。

3 支給決定から審査支払までの流れ

障害者による支給申請から、障害福祉サービス事業を行う者（以下「サービス事業者」という。）によるサービスの提供を経て、介護給付費等の審査及び支払事務が行われるまでの流れは以下のとおりである。

なお、障害福祉サービスのうち、共同生活援助事業所でのサービスを中心としている。

- (1) 障害福祉サービス事業所の指定申請（サービス事業者→都道府県知事等（市内は北九州市長））
- ア 申請先
北九州市保健福祉局障害者支援課 指定指導係
- イ 手続内容
申請書類の審査、現地確認、指定（指定通知書の交付）
- (2) 介護給付費等の算定に係る体制等（夜間支援等体制加算）の届出（サービス事業者→市町村）
- ア 申請先
北九州市保健福祉局障害者支援課 指定指導係
- イ 手続内容
障害福祉サービスに関する基本報酬・加算について、人員配置体制及び前年度実績の届出を年度当初に行う。また、算定する単位数が増減する場合も、その都度、変更の届出が必要となる。
- (3) 障害福祉サービスの利用申請（障害者等→市町村）
- ア 申請先
北九州市各区保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー
- イ 手続内容
利用相談、利用申請の後に障害支援区分の認定を受け、利用者が相談支援事業者 서비스에等利用計画案の作成を依頼し、申請窓口提出する。
- (4) 介護給付費等の支給決定（市町村→障害者等）
- ア 支給決定の相手方
申請者
- イ 決定内容
利用できる障害福祉サービスの種類や支給量、利用者負担上限等を決定し、受給者証を発行する。
- (5) 入所先における障害福祉サービス契約の締結（障害者等⇔サービス事業者）
- ア 契約する際に書面に記載すべき内容
- (ア) 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (イ) 当該事業の経営者が提供する指定共同生活援助の内容
 - (ウ) 当該指定共同生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - (エ) 指定共同生活援助の提供開始年月日

(オ) 指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口

イ 個別支援計画の作成

サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供しなければならない。

(6) 障害福祉サービスの提供（サービス事業者→障害者等）

(7) 介護給付費等の請求書等の送付（サービス事業者→国保連）

ア 送付先

市町村等が審査及び支払事務を委託している国保連

イ 請求状況

サービス提供の翌月に、給付費等の請求に関する情報を作成して国保連に提出する。

(8) 障害福祉サービス給付費の請求内容の一次審査（国保連）

サービス事業者からの請求情報を、市町村から提供された支給決定障害者等や事業所に関する台帳情報（支給決定等の情報やサービス事業者の届出の情報）と突合する。また、審査後、一次審査結果資料を作成し、市に送付する。

(9) 介護給付費等の請求内容の二次審査（市町村）

一次審査結果資料を基に、請求情報を審査する。

(10) 介護給付費等の請求（サービス事業者→国保連→市町村）

(11) 介護給付費等の支払（市町村→国保連→サービス事業者）

(12) 代理受領通知書の交付（サービス事業者→障害者等）

4 主な関係法令等の調査

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）

ア 給付費の支給

障害者総合支援法第29条第1項では、「市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者若しくは障害者支援施設から当該指定に係る障害福祉サービスを受けたとき（中略）は、主務省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスに要した費用について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。」とされている。

イ 給付費の代理受領

同条第4項では、「支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者等から指定障害福祉サービス等を受けたときは、市町村は、当該支給決定障害者等が当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うべき当該指定障害福祉サービス等に要した費用について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者等に支払うことができる。」とされている。また、同条第5項では、「前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し介護給付費又は訓練等給付費の支給があったものとみなす。」とされている。

ウ 市町村の給付費審査

同条第6項では、「市町村は、指定障害福祉サービス事業者等から介護給付費又は訓練等給付費の請求があったときは、第3項第1号の主務大臣が定める基準及び第43条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準（指定障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第44条第2項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準（施設障害福祉サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。」とされている。

エ 給付費審査の委託

同条第7項では、「市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。」とされている。

- （2）厚生労働省告示（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（以下「報酬告示」という。）

ア 夜間支援等体制加算の単位数

報酬告示では、「指定障害福祉サービス等（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）（中略）は、別表介護給付費等単位数表（中略）第15（中略）により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額（中略）を算定するものとする。」として、「第15 共同生活援助」「1の5 夜間支援等体制加算」「イ 夜間支援等体制加算（I）」で

、「夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う（中略）夜間支援対象利用者」の人数に応じて、障害支援区分ごとに単位数が定められている。

- （３）厚生労働省通知（平成１８年１０月３１日障発第１０３１００１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」）（以下「留意事項」という。）

ア 加算の届出と要件審査

留意事項では、指定障害福祉サービス事業者等からの「届出の受理」は、「統一的な届出様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。」とされている。また、「要件審査」は、「届出書類を基に、要件の審査を行い、補正が必要な場合は適宜補正を求めること」とされている。

イ 夜間支援等体制加算の算定要件

留意事項では、「夜間支援等体制加算の取扱い」として、「報酬告示第１５の１の５のイの夜間支援等体制加算（Ⅰ）については、指定共同生活援助事業所（中略）において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（中略）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する」とされている。

（ア）夜間支援従事者の配置

「ア 夜間支援従事者の配置」では、「夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置される必要があること」「夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね１０分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制が確保される必要があること」「１人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、（ｉ）複数の共同生活住居（５か所までに限る。）における夜間支援を行う場合にあっては２０人まで（中略）を上限とする」とされている。

(イ) 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態

「イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態」では、「夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること」「夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。」「夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこと」「1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること」などとされている。

(ウ) 加算の算定方法

「ウ 加算の算定方法」では、「1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する」とされている。

- (4) 厚生労働省会議資料（平成28年3月8日に開催された障害保健福祉関係主管課長会議において厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課／企画課監査指導室から提出された資料）（以下「厚生労働省会議資料」という。）

ア 給付費の審査

厚生労働省会議資料では、市町村が審査及び支払事務を委託する国保連において実施する審査とは、「自治体が支給決定したサービス量や内容についての妥当性や適否を判断するものではなく、支給決定の内容を前提として、受給資格や請求書の記載誤りの有無、報酬の算定ルールに合致しているか、さらには提供されたサービス内容が支給決定の範囲内であるか等を客観的に判定することを意味する。」とされている。

5 関係職員の陳述

令和8年3月9日、関係職員として保健福祉局の職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定により、請求人の立会いを認めた。

陳述の概要は、次のとおりである。

- ・ 北九州市保健福祉局障害者支援課は、障害福祉サービス事業者に対する指定、報酬支払及び指導監督事務について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、同法に基づく厚生労働省令

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」、同法に基づき厚生労働大臣が定める報酬に関する告示「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」、並びに同法に基づく通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」に基づき、適切に実施しており、不適切な行為を行った事実は確認されていない。

- ・ 事業者は利用者に対し、サービス内容を十分に説明し、同意を得る義務がある。当該事業所における利用者への夜間支援体制の導入時及び変更時における説明については、過去に当課が事実確認を行った結果、個々の利用者に行われており、また、法令等に沿った個別支援計画への記載、説明と同意の取得等、適切な措置が講じられていたことを確認している。
- ・ 夜間支援体制加算の算定要件としては、法令等上、契約書や重要事項説明書への特定の記載を義務付けていない。重要事項説明書には記載義務がないにもかかわらず、個別支援計画で夜間支援等体制加算に関する記載が確認されており、これはむしろ丁寧な対応である。
- ・ 個別住居ごとの夜勤体制の有無や開始時期については、夜間支援が個々の利用者に応じて実施され、個別支援計画の説明、署名の下になされるものであるため、その開始時期は把握できるものであったと考える。仮に、個別住居ごとの夜勤体制の有無や開始時期について、重要事項説明書により把握できる内容ではなかったとしても、これは加算の算定要件の有無に直結するものではなく、給付費の支払そのものの違法性を示すものではない。
- ・ 個別支援計画書に記載されている「夜間巡回」「消灯確認」等の内容が、夜勤体制の開始前後で変更がなく、常時配置された夜勤者による支援体制を具体的に示す内容とは言い難いとの指摘があったが、夜間支援体制加算の算定要件としては、法令等上、個別支援計画への特定の記載を義務付けていない。
- ・ 以前実施した通報に基づく調査では、夜間支援体制は入居時及び変更

時に説明しているものの、「夜間巡回」「消灯確認」といった支援内容自体に変更がない場合は、個別支援計画の変更までには至っていないとのことだった。しかし、夜間支援従事者の勤務が確認されていることから、実際に夜間支援が行われている事実を踏まえると、軽微な変更によって個別支援計画の変更を行わないという対応は、不適切であるとは言えないと考えられる。

- ・ 以前実施した通報に基づく調査において、当課は夜間支援従事者の勤務状況について、当該事業所から巡回チェック表等の勤務体制を確認できる書類の提出を受けた。その結果、定期的な巡回体制や利用者の状況把握を適切に実施していることを確認しており、夜間支援体制加算の算定要件を満たす巡回、支援が行われていたことが確認されている。
- ・ 特定職員が月に10回以上夜勤に従事している状況が、安定的、継続的な夜間支援体制として適切か否かの検証不足との指摘について、当課は書面審査により、人員配置基準や勤務実態を確認している。当該事業所においては、人員配置基準は満たされており、特定の職員が複数回夜勤に従事すること自体は、加算算定要件とは直接関係しない。したがって、この状況が直ちに加算の算定要件を満たさないと判断していない。
- ・ 令和7年9月分請求以降、夜間支援体制加算が算定されていないこと、及びその変更についての利用者への説明、同意取得が確認できないという指摘については、以前実施した通報に基づく調査の過程において、当該事業所から「繰り返し本人を交えた担当会議の開催を希望していたものの、本人が応じなかったため、会議が開催されたのは1月末になった。当該利用者分の夜間支援等体制加算については、本人との話し合いが完結していないものの、本人が希望していない以上算定しない。」との報告を受けている。
- ・ 当該変更以前の加算算定期間については、過去の通報に基づく調査経緯や、書面調査において、夜間支援体制が実際に提供されていたことを確認しており、当課の確認、指導が不十分であったとは考えていない。
- ・ 以上のとおり、当課は障害福祉サービス給付費の支給及び各種加算の算定にあたり、法令等に基づき、事業所が加算算定要件を継続的、かつ実態として満たしているかを確認、検証している。ついては、当該事業所における夜間支援体制加算についても、当課の指導監督が不十分であったとする請求人の主張は当たらないと考える。
- ・ 当課は、公金支出の適正性を確保する責務を十分に果たしており、請

求人が主張するような財務会計上の違法性や不当性はないと判断する。

- ・ 当該事業所における夜間支援体制加算に係る給付費の支出は、算定要件を満たしており、適正な支出であると判断している。したがって、請求人が主張するような、北九州市に回収を要する可能性のある財政的損害や不適正支出は発生していないと認識している。

第5 監査委員の判断

上記の確認した事実及び監査対象部署の説明等に基づき、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

(1) 加算算定要件の審査

ア 届出の提出及び受理について

令和6年度の夜間支援等体制加算に係る変更の届出は令和6年4月8日に、また、令和7年度の夜間支援等体制加算に係る変更の届出は令和7年4月11日に共同生活援助事業所「すずらんの家」の運営法人から北九州市に提出されている。

イ 届出の内容について

本サービス事業者から北九州市に提出されたのは、①介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書、②介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表、③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（共同生活援助）、④人員配置体制に関する届出書（夜間支援体制等加算の届出書）（共同生活援助）⑤（共同生活援助）夜間支援等体制加算届出書であり、夜間支援従事者の氏名、職種、勤務形態、勤務時間、平均利用者数等が記載されている。

ウ 人員の配置等の審査について

本サービス事業者から北九州市に提出された上記③について、夜間支援従事者の氏名、職種、勤務形態、勤務する共同生活住居名、勤務時間等の必要事項が記載されていることを確認した。

エ 加算単位数の審査及び決定について

本サービス事業者から北九州市に提出された上記④及び⑤について、1人の夜間支援従事員が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ、報酬告示に定められた障害支援区分ごとの加算単位数が算定されていることを確認した。

オ 判断

北九州市が指定する様式により本サービス事業者から届出書が提出

され、また、その届出について報酬告示等の基準に基づき夜間支援等体制加算の単位数の審査及び決定がなされており、適正な手続がなされていると認められる。

(2) 請求に対する審査及び支払事務

ア 請求書等について

本サービス事業者は、利用者ごとの「訓練等給付費等明細書」及び「共同生活援助サービス実績記録票」に、障害支援区分ごとに年度当初に決定された加算単位数と利用実績を入力し、事業所ごとにまとめて請求を行っている。これら書類の様式は厚生労働省が指定するものとなっている。

イ 国保連への事務の委託と審査について

障害者総合支援法第29条第7項に基づき、北九州市は審査及び支払に関する事務を国保連に委託している。

厚生労働省会議資料によれば、市町村が審査及び支払事務を委託する国保連において実施する審査とは、「自治体が支給決定したサービス量や内容についての妥当性や適否を判断するものではなく、支給決定の内容を前提として、受給資格や請求書の記載誤りの有無、報酬の算定ルールに合致しているか、さらには提供されたサービス内容が支給決定の範囲内であるか等を客観的に判定することを意味する。」とされている。

ウ 審査及び支払事務について

本サービス事業者はサービス提供に基づいて請求データをシステム入力し、国保連にて一次審査の後、北九州市で二次審査を行い、その結果に基づいて支払が行われている。本サービス事業者から提出された令和7年2月から令和8年1月までの「請求書」、「訓練等給付費等明細書」、「共同生活援助サービス実績記録票」を確認したところ、加算単位数等の内容に誤りはなく、省令等の基準を満たしている。

エ 判断

国保連及び北九州市は、国等の事務手順に沿って支給決定の内容を前提として請求内容を適正に審査しており、支払事務は適正であると認められる。

2 結論

以上により、夜間支援等体制加算の算定要件の審査、並びに障害福祉サービス給付費に係る請求に対する審査及び支払事務について、共に国等の

事務手順に沿って適正に行われている。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求については、これを棄却する。